



# お元気ですか!

## 志村 たかよし です

### 「振り込め詐欺」「還付金詐欺」「偽装質屋」…とともに

# 「もうけ話」にも気をつけましょう

高齢者の方を狙った「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」による被害は広がる一方で、やり方も巧妙になっています。「儲け話」も要注意です。

先日、「資金を出せば配当金が受け取れる」という話をもちかけられ断り切れずにお金を払ってしまったが心配になったので…という連絡が入りました。その日のうちに対応し、支払ったお金を返金させました。

「被害」にあったのは、70代の女性Aさんで、アルツハイマーの薬を服用している方でした。

二人の男性が、突然、Aさんの自宅を訪問し、「CO2排出権取引は非常に儲かる」「29万円を払えば配当金がもらえる」などと言葉巧みに話を持ちかけられ、契約書を書いてしまいました。



Aさんは手付金をその場で渡し、残金は後日手渡すと言うことになったそうです。

男性二人が帰った後、不安になったAさんは「しんぶん赤旗」の領収書に記載してあった電話を探し連絡したのでした。

私は、Aさんとともに、区役所の消費生活センターにむかい、担当職員に事情を話してクーリングオフの手続きをとり、相手側の連絡先に電話を入れました。

その結果、相手側は解約に応じるとともに、手付金もすぐ返金することにになりました。

相手の会社名をお知らせしたいのですが、それはできませんので、

くれぐれも「おいしい儲け話」にはお気を付けください。

「投資話」は、すべてが「詐欺」とは言えないでしょうが、取引の仕組みがよく分からない怪しい勧誘には、決して耳を貸さないようにしてください。

また、不審な勧誘を受けて、少しでもおかしいと感じたり、契約した後でちよつと不安になったときには、すぐ私のところか「中央区消費生活センター（3543-0084）」へ連絡してください。



# 「偽装質屋」狙われる高齢者たち

このショッキングなタイトルは、4月11日にNHKの番組「クローズアップ現代」で使用されたものです。

番組では、100円ショップで買った腕時計やベルトを質草にして、10万円のお金を貸し付ける「偽装質屋」が各地に広がっている実態を映し出しました。



なぜ、質草として価値のない品物でもお金が借りられるのでしょうか。

それは、年金が実質的な担保になっっているからです。

問題なのは、小口の貸し出しを繰り返すことによつて、年9%という超高金利にもかかわらず高い利息を払っているという感覚がなくなるということです。

そのため、何度も利用する高齢者のリピーターが増えているそうです。

警察は新手のヤミ金業者と見て、各地で摘発に乗り出していますが、被害者である高齢者の多くは「偽装質屋」を憎むどころか、苦しい年金生活の頼みの綱と考えて、金を借り続けているのが現実です。

老後の不安に巧みにつけこむ「偽装質屋」にご注意ください。

## 急にお金が必要になった時は「応急小口資金」の活用を

区の制度に「応急小口資金」というのがあります。

以前は、区内にあちこちにあった質屋さんが、次々となくなる事態への対応として、日本共産党区議団は、区民向けの小口の融資制度を提案していましたが、それが具体化したのが「応急小口資金」です。

内容は次の通りです。

ぜひお気軽にご利用ください。

★区内に3カ月以上住所を有する世帯で、災害・疾病・生活必需品の購入・冠婚葬祭等のため、応急に資金を必要とし、他から借りることが困難な場合に貸付を行っています。

### ●連帯保証人

原則として区内に住所を有する方

- ・現にこの資金の借受人または連帯保証人でない方
- ・保証能力が十分な方

◎貸付金額が10万円以内の場合  
は連帯保証人は不要です。

### ●返済方法

- ・貸付金額が10万円以内の場合  
20カ月以内均等月賦償還  
(毎月5千円)
- ・貸付金額が10万円を超える場合  
30カ月以内均等月賦償還  
(毎月1万円)

### 【問合せ先】

生活支援課相談調整主査  
電話 354615496

### ●貸付限度額

1世帯30万円以内

### ●貸付利子 無利子

「意見」「要望など、お気軽に」連絡ください(03-6366-9906)